

表1-1 サービス類型別加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
初回介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
夜間対応型訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
(介護予防) 通所リハビリテーション	8.0%	8.3%	6.0%	5.3%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.1%	10.6%
看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.1%	10.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	18.0%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
(介護予防) 短期入所生活介護	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
(介護予防) 短期入所療養介護(短期療養(老健以外))	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%
介護医療院	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%
(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問時は訪問介護と、通所時は通所介護と同じとする。

表1-2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護(介護予防)訪問リハビリテーション(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

表2-1 加算1～Nの算定要件(資金調達以外の要件)

	①月額賃金(金銭債権以外の要件)算定要件I		②月額賃金(金銭債権以外の要件)算定要件II		③キャリアアップ要件I		④キャリアアップ要件II		⑤キャリアアップ要件III		⑥キャリアアップ要件IV		⑦キャリアアップ要件V		⑧職場環境等要件	
	改定要件I	改定要件II	改定要件I	改定要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II
介護職員等処遇改善加算I	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算II	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算III	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算IV	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 (○)は令和7年3月時点で処遇加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ算定する必要がある要件

表2-2 (参考)令和6年度中に算出措置区分として算定可能な加算Vの算定要件(資金調達以外の要件)

	①月額賃金(金銭債権以外の要件)算定要件I		②月額賃金(金銭債権以外の要件)算定要件II		③キャリアアップ要件I		④キャリアアップ要件II		⑤キャリアアップ要件III		⑥キャリアアップ要件IV		⑦キャリアアップ要件V		⑧職場環境等要件	
	改定要件I	改定要件II	改定要件I	改定要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II	要件I	要件II
介護職員等処遇改善加算V(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(8)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(12)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(13)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 令和7年度は措置Vの区分も算定不可。

表3 処遇加算Ⅰ～Ⅵと日ベースアップ等加算の比率（月額賃金を基準として）

Table with 3 columns: サービス区分, 介護職員等処遇, 処遇加算Ⅰ. It lists various service categories like '訪問介護' and '短期入所介護' and their corresponding wage adjustment rates.

表5 職場改善等要件

Table with 2 columns: 区分, 内容. It details conditions for workplace improvement across different categories such as '入職促進に向けた取組' and '業務の向上への取り組み'.

表4 キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を担保するものとして最低必要処遇加算の種類及び加算区分

Table with 2 columns: サービス区分, 処遇加算の種類及び加算区分. This table maps specific service types to required wage adjustment types.

注1 週換勤勤務形態の介護職員（介護福祉士等）は、就業時間外に勤務している場合は、就業時間外に勤務している期間について、就業時間外において処遇加算Ⅰ若しくはⅡを算定すること又は就業時間外において特定事業所加算Ⅰ若しくはⅡを算定すること又は就業時間外に勤務していることを要する。

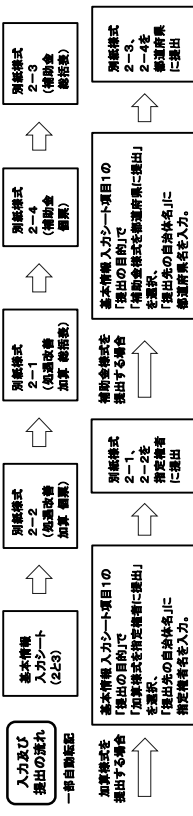
計画書(介護人材確保・職場環境改善等事業、介護職員等処遇改善加算)
基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】

- ①本計画書は、介護保険事業費補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)(以下「補助金」という。)及び介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の申請様式です。
- ②処遇改善加算を申請する場合は、各事業所の指定業者に別紙様式2-1、2-2を、補助金を申請する場合は、各事業所の所在する都道府県に別紙様式2-3、2-4を、それぞれ提出してください。その際、補助金の申請業務を都道府県が外部委託している場合もございますので、必ず都道府県のホームページをご確認ください。
- 自治体記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
- 本計画書は、処遇改善加算のみ申請を行う場合、別紙様式2-3及び2-4の入力は不要です。
- 本計画書は、提出先として個票の内容を整理して提出することが可能です。
- 指定業者が別紙様式2-1、2-2を提出していただく際は、提出の目的を「加算様式を指定業者に提出」とし、「加算様式」の提出先に記入した上で、その際、様式2-3、2-4は自動的に入力されます。
- その他、補助金を申請する際は、「提出の目的を「補助金様式を都道府県に提出」とし、「補助金様式」の提出先に記入した上で、都道府県に別紙様式2-3、2-4を提出してください。
- この場合も同様、その他の様式シート(別紙様式2-1、2-2)の削除は不要です。
- 提出先の自治体名(記入すると、別紙2-1から2-4までの「提出先」欄も、自動で更新されます)。
- 提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	補助金様式の提出先(例:〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇広域連合)
提出先の自治体名	補助金様式の提出先(例:〇〇県)

※上記入力の流れに沿って必要事項を入力した後に、「提出の目的」を選択し、提出先の自治体名を選択・記載してください。

加算と補助金両方を申請する場合、加算様式を自治体に提出し、補助金様式を都道府県に提出し、加算様式の提出先を記載した媒体と「補助金様式を都道府県に提出」を選択し、補助金様式の提出先を選択した媒体をそれぞれ作成してください。

審査事務の円滑化のため、選択していない様式は、グレーアウトされるようになっていきます。再度全ての様式を確認したい場合は、「提出の目的」で変更を選択してください。

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ
名称	フリガナ
〒	〒
住所1(番地・丁目・番地)	住所1(番地・丁目・番地)
法人住所(市町村)	住所1(番地・丁目・番地)
法人住所(都道府県)	住所1(番地・丁目・番地)
法人住所(郵便番号)	住所1(番地・丁目・番地)
法人代表者	氏名
代表者	氏名
法人番号	法人番号
事務作成担当者	フリガナ
担当者	フリガナ
電話番号	電話番号
連絡先	E-mail

3 補助金及び処遇改善加算の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙様式2-4に反映されます。

※「一月あたり介護報酬単位数(単位)」は、一月あたり介護報酬総単位数として算出される単位数を、前年7月から12月までの6か月間の介護報酬総単位数(処遇改善加算の各申請事業所を含む)を、各年で除するなどの算出方法により算出してください。また、「一月あたり処遇改善加算の単位数」は、前年7月から12月までの処遇改善加算の単位数の合計を6で除する方法により算出してください。なお、令和7年度に事業所大業に併当単位数の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、それらの増減の見込を反映させる等の調整を行うことも差し支えありません。

※介護予防や短期利用型サービスを含め、記入漏れがないことを確認しました。

番号	介護保険事業所番号	指定業者名	事業所の所在地		サービス名	サービス	一月あたり介護報酬単位数(単位)	一月あたり処遇改善加算の単位数(単位)	一月あたり介護報酬単位数(単位)	一月あたり介護報酬単位数(単位)	介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金(単位)	処遇改善加算(単位)
			都道府県	市区町村								
1											0	
2											0	
3											0	
4											0	
5											0	
6											0	
7											0	
8											0	
9											0	
10											0	
11											0	
12											0	
13											0	
14											0	
15											0	
16											0	

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (令和7年度)

提出先

別紙様式2-2①③④キャリアパス要件I・IIの欄から転記(詳しい要件は参考シートを参照) 【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2⑤キャリアパス要件IIIの欄から転記(詳しい要件は参考シートを参照) 【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2⑥キャリアパス要件IVの欄から転記

別紙様式2-2⑦キャリアパス要件Vの欄から転記

1 基本情報

フリガナ	
法人名	
法人所在地	
フリガナ	
書類作成担当者	
連絡先	
電話番号	
E-mail	

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額	
① 令和7年度の加算の見込額	(a) 0 円
令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b) 円
令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	(c) 0 円
令和7年度の賃金改善の見込額(③の額以上となること、介護人材確保・職場環境改善等専業から人件費に充てた額を除く)	(d) 円

【記入上の注意】

- ・介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.0%、令和7年度に2.0%のペースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることを求めます。介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めています。令和7年度に介護職員等処遇改善の効果を十分に発揮し、賃金改善に充てることにより、賃金改善は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休場した場合には、必ず一時返金等により返金してください。
- ・(d)は、令和6年度分の繰り越し分(①)の額を含まず、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を指し、記入すること。
- ・その際、加算による賃金改善を行った単位の法定福利費等の専業主食従事者の賃金増加分を含めることができず。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件I (処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2①①月額賃金改善要件Iの欄から転記	
① 令和7年度の処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	0 円
令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	円

【記入上の注意】

- ・令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当て)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件II (旧ペーパー加算相当の2/3以上の新採の月額賃金改善) 【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2②月額賃金改善要件IIの欄から転記	
① 令和7年4月以降の加算(旧採額)のうち、新たに増加する旧ペーパー加算相当の見込額	0 円
② 上記①を原資として実施する新たな賃金改善の見込額	円
①のうち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(①の額の2/3以上となること)(括弧内は月額(12ヵ月間算定する)とした場合)	(0 円)

提出先

別紙様式2-2③④キャリアパス要件I・IIの欄から転記(詳しい要件は参考シートを参照) 【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2⑤キャリアパス要件IIIの欄から転記(詳しい要件は参考シートを参照) 【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2⑥キャリアパス要件IVの欄から転記

別紙様式2-2⑦キャリアパス要件Vの欄から転記

⇒上記に「X」が付いた場合、この欄に記入すること

改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を法定できない場合その理由

小規模事業者等で職員間の賃金パランスに配慮が必要のため。

職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。

年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・業務経歴の整理などに一定期間を要するため。

その他()

(6) キャリアパス要件V (介護福祉士等の配置要件) 【処遇改善加算I】

別紙様式2-2⑦キャリアパス要件Vの欄から転記

(7)職場環境改善等要件【処遇改善加算1～4】

介護人材確保・職場環境改善補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境改善等要件の適用が適当とされる。
 補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境改善等要件を満たす。
 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境改善等要件の裏にチェック(✓)をしてください。

【処遇改善加算1・2】
 ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う契約を締結すること(「契約」)。
 ⇒ 1人職促進に向けた取組(1)賃金の向上やキャリアアップに向けた支援、(2)向上支援・多様な働き方の推進、(3)働き方改革を含む心身の健康管理及び「やりがい・働きがい・働きやすさ」の向上に向けた取組を推進すること。
 ⇒ 生産性向上のための取組のうち3以上の取組のうち2以上は必ず実施すること。

【処遇改善加算3・4】
 ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う契約を締結すること(「契約」)。
 ⇒ 1人職促進に向けた取組(1)賃金の向上やキャリアアップに向けた支援、(2)向上支援・多様な働き方の推進、(3)働き方改革を含む心身の健康管理及び「やりがい・働きがい・働きやすさ」の向上に向けた取組を推進すること。
 ⇒ 生産性向上のための取組のうち2以上の取組を推進すること。

区分	内容
1. 職歴促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業主からの転職者、主婦層、中高年層者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の構築(採用の実績でも可) ③地域企業からの転職者、主婦層、中高年層者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業能力向上の取組の実施 ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する奨励費・研修費の支給や、より専門性の高い介護福祉士を目指す者に対するキャリアアップ研修、フォーミュラ研修、資格取得、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中級職員に対するマネジメント研修の受講支援等
2. 賃金の向上やキャリアアップに向けた取組	①研修の受講やキャリア形成制度と人事管理との連携 ②フェルダナー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等)を有する担当(副)職員の確保 ③上役者・担当者によるキャリア相談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会を確保 ④介護士・介護士等によるキャリア相談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会を確保 ⑤介護士・介護士等によるキャリア相談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会を確保 ⑥介護士・介護士等によるキャリア相談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会を確保
3. 働き方改革の推進	①労働時間短縮や労働時間削減のための取組(例:業務の効率化、業務改善活動の推進等)を実施している ②労働時間短縮や労働時間削減のための取組(例:業務の効率化、業務改善活動の推進等)を実施している ③労働時間短縮や労働時間削減のための取組(例:業務の効率化、業務改善活動の推進等)を実施している ④労働時間短縮や労働時間削減のための取組(例:業務の効率化、業務改善活動の推進等)を実施している
4. 労働環境の改善	①労働環境の改善(例:労働環境の改善、労働環境の改善)を実施している ②労働環境の改善(例:労働環境の改善、労働環境の改善)を実施している ③労働環境の改善(例:労働環境の改善、労働環境の改善)を実施している ④労働環境の改善(例:労働環境の改善、労働環境の改善)を実施している
5. 生産性向上のための取組	①生産性向上のための取組(例:生産性向上のための取組、生産性向上のための取組)を実施している ②生産性向上のための取組(例:生産性向上のための取組、生産性向上のための取組)を実施している ③生産性向上のための取組(例:生産性向上のための取組、生産性向上のための取組)を実施している ④生産性向上のための取組(例:生産性向上のための取組、生産性向上のための取組)を実施している
6. やりがい・働きやすさの向上	①やりがい・働きやすさの向上のための取組(例:やりがい・働きやすさの向上のための取組、やりがい・働きやすさの向上のための取組)を実施している ②やりがい・働きやすさの向上のための取組(例:やりがい・働きやすさの向上のための取組、やりがい・働きやすさの向上のための取組)を実施している ③やりがい・働きやすさの向上のための取組(例:やりがい・働きやすさの向上のための取組、やりがい・働きやすさの向上のための取組)を実施している ④やりがい・働きやすさの向上のための取組(例:やりがい・働きやすさの向上のための取組、やりがい・働きやすさの向上のための取組)を実施している

見える化要件【処遇改善加算1・2】

・実施する取組方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

<input type="checkbox"/>	職場環境改善等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」「(事業所の特色・欄)」での選択
<input type="checkbox"/>	職場環境改善等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定されたものの外に あっても可)
<input type="checkbox"/> 処遇改善加算として締結する契約は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> 令和7年度に限り実施する取組のうち、令和7年度の賃金改善に該当する期間中に事業所が休業した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に届出しました。なお、届出書の提出時点と書面の作成時点とは、令和7年度中(令和8年3月末)までに届出を完了させます。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等
<input type="checkbox"/> 法令に違反法、労働災害予防確保法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等その他の労働に関する労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係設立届、労働保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
<input type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 ※ 本様式への添付記載のほか、処遇改善加算の請求に際して不正があった場合及び指定権者からの求めに際して書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の速返取消となる場合があります。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 年 月 日	法人名	代表者	職名	氏名
----------	-----	-----	----	----

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
 ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

令和7年度に限り適用する項目	2 賃金改善計画について	3 介護職員等処遇改善加算の要件について
<input type="checkbox"/> 1) 月額賃金改善要件Ⅰ 処遇改善加算Ⅳの1/3以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/> 1) 月額賃金改善要件Ⅰ 処遇改善加算Ⅳの1/3以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/> 1) 月額賃金改善要件Ⅰ 処遇改善加算Ⅳの1/3以上の月額賃金改善を行う計画になっていること
<input type="checkbox"/> 2) 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ペーパー等加算相当の2/3以上の新給の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/> 2) 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ペーパー等加算相当の2/3以上の新給の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/> 2) 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ペーパー等加算相当の2/3以上の新給の月額賃金改善を行う計画になっていること
<input type="checkbox"/> 3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末)までに介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の進捗又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input type="checkbox"/> 3) キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末)までに介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の進捗又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input type="checkbox"/> 3) キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末)までに介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の進捗又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
<input type="checkbox"/> 4) キャリアパス要件Ⅲ キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末)までに昇給の仕組みを整備することを誓約していること	<input type="checkbox"/> 4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末)までに昇給の仕組みを整備することを誓約していること	<input type="checkbox"/> 4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末)までに昇給の仕組みを整備することを誓約していること
<input type="checkbox"/> 5) キャリアパス要件Ⅳ 改善後の賃金が月額440円以上となる等の数が多い事業所(あたり)以上となるような計画になっていること	<input type="checkbox"/> 5) キャリアパス要件Ⅳ 改善後の賃金が月額440円以上となる等の数が多い事業所(あたり)以上となるような計画になっていること	<input type="checkbox"/> 5) キャリアパス要件Ⅳ 改善後の賃金が月額440円以上となる等の数が多い事業所(あたり)以上となるような計画になっていること
<input type="checkbox"/> 6) キャリアパス要件Ⅴ キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	<input type="checkbox"/> 6) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	<input type="checkbox"/> 6) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと
<input type="checkbox"/> 7) 職制確保等要件 介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること	<input type="checkbox"/> 7) 職制確保等要件 介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること	<input type="checkbox"/> 7) 職制確保等要件 介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること

4 要件を満たすことの確認・証明
 ・必要な項目全て選択されていること
 ・誓約・記入が行われていること

別紙様式2-2(知通改善加算 個票)

【記入上の注意】
 ・(赤ペンで)「B」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先

法人名	
知通改善加算(見込額)の合計(円) ①見込額上②③の合計	0 円
うち、知通改善加算(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1(B)(1)①+②)	0 円
うち、新たに増加する居・非居・非居・非居の合計額(円) (別紙様式2-1(B)(1)③+④)	0 円

①キャリアパス要件別について(令和7年度の算定予定)について	0
②単体の賃金が毎歳140万円以上となる者の数	0
知通改善加算①・②の算定を届け出た事業所数	0
知通改善加算①・②の算定を届け出た事業所数(既記入所+予定・総合事業での重複除く)	0

【記入上の注意】
 ・事業所の賃金が年額440万円以上であることは、知通改善加算による賃金改善額を賃金改善額として算定すること。

介護保険事業所番号	指考種番	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一歩あたりの賃金改善額(円) (算定)	1歩あたりの賃金改善率(%) (算定)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する知通改善加算の区分	加算率	算定対象月 (d) ※通常は令和7年1月～令和8年3月	知通改善加算の見込額(円) (a×b×c×d)	①月額賃金要件I		②月額賃金要件II		③・④キャリアパス要件I・II	⑤キャリアパス要件III	⑥キャリアパス要件IV	⑦キャリアパス要件V	
		都道府県	市区町村											知通改善加算対象相当の位置の算定額の1/2	月額賃金要件Iを完了	新たに増加する居・非居・非居・非居等加算相当の月額賃金要件IIを完了	雇用要件・資本金要件の取組等、研修の実施等					昇給の仕組みの整備等
1												令和 年 月～令和 年 月(月)										
2												令和 年 月～令和 年 月(月)										
3												令和 年 月～令和 年 月(月)										
4												令和 年 月～令和 年 月(月)										
5												令和 年 月～令和 年 月(月)										
6												令和 年 月～令和 年 月(月)										
7												令和 年 月～令和 年 月(月)										
8												令和 年 月～令和 年 月(月)										
9												令和 年 月～令和 年 月(月)										
10												令和 年 月～令和 年 月(月)										

別紙様式2-3(介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表)

提出先

1 基本情報

フリガナ	
法人名	干ー
法人所在地	
フリガナ	
書置作成担当者	
連絡先	E-mail
	電話番号

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件(1つ以上の項目にチェック(✓))】
職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。
① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
【使途(1つ以上の項目にチェック(✓))】
介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法
① 人件費の改善の実施
② 職場環境改善経費への充当
②を選択した場合、その使途を プルダウンから選択してください。

【記入上の注意】

- ・専任職員では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただく必要があります。
- ・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護補助手等の業務経費、その他の金額が含まれます。
- ・「その他の使途」には、補助金に充てない取組の明確化と役割分担、(現場)の取組の見える化(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を改善するための取組のうち、介護スタッフ/ボランティア等の職員採用費用、会議費のみが該当することができます。
- ・介護スタッフ/ボランティア等の導入等を検討している場合には、「介護スタッフ/ボランティア」の導入等が適用されます。
- ・職場環境改善経費については、消費税込人件費控除額に充当することができます。消費税額を対称控除に含めていた場合、消費税仕入控除控除額の申告が必要となり、当該控除控除額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。	確認項目	証明する資料の例
介護人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—	—
補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を取付している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	—	都道府県・市町村への体制届出
補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	—	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	労働保険関係成立届、補正保険料申告書
労働保険料の納付が適正に行われています。	—	会議録、周知文書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	—	—
都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—	—

<input type="checkbox"/> 本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に換替していることを誓約します。 (以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。) <input type="checkbox"/> 【提出先の都道府県において、提出先の事業所が債権譲渡を行っている場合】 <input type="checkbox"/> 介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。 <input type="checkbox"/> 【提出先の都道府県において、提出先の事業所が債権譲渡を行っている場合】 <input type="checkbox"/> 債権譲渡を行っている提出先の事業所について、都道府県に支払口座情報を提供しています。
令和 7 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 法人名 <input type="text"/> 代表者 職名 <input type="text"/>

【記入上の注意】

- ・各種明細書は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・本表への虚偽記載の他、補助金の請求に關して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途
補助金の使途が示されている
3 要件を満たすこと(確認)について、チェック(✓)が入っていない項目がない
誓約について、空欄の項目がない
別紙様式2-4(補助金)
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。
提出先として1つの事業所を選択している。
債権譲渡に關して未記入の項目がない

提出に関する情報

(別紙様式2-4から集計・転記)

都道府県 ① 見込額(円)	② 提出先の事業所名	③ ②の事業所が債権譲渡を行っている、別添口座を都道府県に登録する必要がある。
	0	

法人名	
補助金の見込額の合計[円]	0
提出先都道府県での補助金の見込額の合計[円]	0

【記入上の注意】
 ・都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、様式が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県ごとに作成することが望ましい。
 ・都道府県をまたいで法人一括での作成を行う場合は、別紙様式2-3の補助金の見込額には、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設のみ合計額が記載される。
 ・事業所の数が多く、1紙に記述しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。そのため、振込先の希望を、各都道府県ごとに1つだけ選択すること。
 ・振込先は、原則、介護給付費等の振込口座を持っていない事業所を選択すること。
 ・もし、資格認定を行っている事業所を振込先とする場合、別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報等を都道府県に届け出ること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数【単位】(a)	1単位数あたりの単価【円】(b)	交付率(c)	補助金の見込額【円】(a×b×c)	交付対象月				国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望(各都道府県で1つのみ)に「○」を記入(振込先ではない事業所には「-」)	振込先に選択した事業所が権限譲渡を行っており、別途都道府県に振込口座情報の提供が必要。
			都道府県	市区町村									令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		

参考1 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの概要

キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に(令和8年3月末まで)に次のイからハまでのすべての基準を満たす。

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に次のイとロの両方の基準を満たす。

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	イの実現のための具体的な取組内容	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
		②	資格取得のための支援の実施
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的仕組みの内容	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

参考2 キャリアパス・賃金規程例(小規模事業所用)

例1:共通版

職位	対応役職	職責	職務内容	求められる能力	教育研修	任用の要件(必要経年数・資格の目安)	給与
管理職	施設管理者(部長級)	施設の運営責任を負う	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営指針の立案、明示、進捗管理 管理職育成 リスクマネジメント 地域・他事業所・他職種との連携・協力業務 計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> 組織運営管理能力 危機管理能力 	経営者研修 管理者研修	<ul style="list-style-type: none"> ●年以上 社会福祉士 介護福祉士 介護職員実務者研修修了 	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 経験手当 + ●●円 役職手当 + ●●円
管理職	グループ長(課長級)	高度な業務の遂行 グループの統括 他の従業員への指導・育成	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の補佐、不在時の代理、欠員時のサポート チームの管理、調整 部下の指導、育成 リスクマネジメント・地域・他事業所・他職種との連携・協力業務 計数管理・勤怠管理 	<ul style="list-style-type: none"> グループ監督力 部下の指導力、育成力 危機管理能力 	管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> ●年以上 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員実務者研修修了 	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 経験手当 + ●●円 経験手当 + ●●円 役職手当 + ●●円
上級職	主任	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	(初級職・中級職業務に加えて) <ul style="list-style-type: none"> 他の従業員への指導、育成 グループ内の問題解決 	<ul style="list-style-type: none"> 複雑な判断を要する業務を遂行できる 標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたる 下級者に指導できる 	主任・リーダー研修 実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了 	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 経験手当 + ●●円 役職手当 + ●●円 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> ●●円 経験手当 + ●●円
中級職		通常の介護業務 他の従業員への助言	(初級職業務に加えて) <ul style="list-style-type: none"> サービスの業務改善 他の従業員への助言 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的高度な知識と経験を要する業務を遂行できる 業務の改善や問題解決を実践できる 下級者に助言できる 	実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ●年以上 介護職員実務者研修修了 	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 資格手当 + ●●円 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> ●●円 資格手当 + ●●円
初級職		通常の介護業務	<ul style="list-style-type: none"> 上位者の協力を得ながらの基本介護 適切な観察、記録、報告等 会議への参加 外部研修への参加 個別援助計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の介護業務に精通し、上位者の協力を得ながら、日常の定型業務を遂行できる 	実務研修 新任研修	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 資格手当 + ●●円 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> ●●円 資格手当 + ●●円

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。

(研修計画)

・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。

例2:訪問系(簡易版)

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級ヘルパー(主任)	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 経験手当 + ●●円 役職手当 + ●●円 	非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> ●●円 経験手当 + ●●円
中級ヘルパー	通常の介護業務 他の従業員への助言	●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 資格手当 + ●●円 	非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> ●●円 資格手当 + ●●円
初級ヘルパー	通常の介護業務	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> 基本給 ●●●円～ 資格手当 + ●●円 	非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> ●●円 資格手当 + ●●円

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。

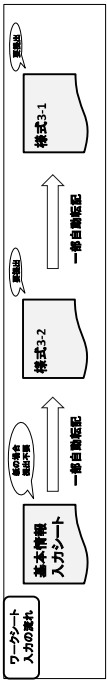
(研修計画)

・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。

実績報告書(処遇改善加算)作成用 基本情報入力シート

R7処遇改善加算実績報告書

- 最初に本シート(基本情報入力シートの黄色セル)に入力することで、介護職員等処遇改善加算(以下、処遇改善加算)の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。
【注意】本シートは様式作成用のため、実績報告書の提出を待たずして、本シートの提出は不要です。ただし、自治体に電子媒体で提出する場合は、本シートを別添えする必要があることとなります。
- 別紙様式1-1を完成させるには、「基本情報入力シート」別紙様式3-1から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



- 別紙様式3-1-1に記載する処遇改善加算による賃金改算の所属欄について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対し、処遇改善加算を原状として行った賃金改算額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により算出してください。
また、「賃金額」を記入する際には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く)を含む金額を記入してください。

1 提出先に関する情報

処遇改善加算の提出に際しては、提出先(特定権限)の名称を入力してください。

提出先の特定権限

2 基本情報

下記に必要事項を入力してください。記入内容は別紙様式3-1及び3-2に反映されます。

法人名	フリガナ 〒	
法人住所	〒	
法人代表者	住所1(番地・宅番等まで) 住所2(建物名等)	
番付名称 担当者	氏名	
連絡先	フリガナ	
	電話番号	
	E-mail	

3 処遇改善加算対象事業所に關する情報

下記に必要事項を入力してください。記入内容は別紙様式3-7に反映されます。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権限者	事業所の所在地		サービス名	サービスコード
			郵便向角	市区町村		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						

別紙様式3-1

介護職員等処遇改善加算 実績報告書(令和7年度)

提出先

1 基本情報

フリガナ 法人名	〒	
法人所在地	〒	
フリガナ 書類作成担当者		
連絡先	電話番号	E-mail

2 実績報告以上の賃金改算について(全体)

(1) 加算額以上の賃金改算について(全体)

算定した加算の合計	(a)	0	円
① 令和7年度の加算額	(b)		円
② 令和6年度に令和7年度の賃金改算に充てるために繰り戻した額	(c)	0	円
③ 令和7年度の賃金改算額	(d)		円
④ (3)の額以上となること、介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。			

- 【記入上の注意】
- ・ (d)には、処遇改善加算の算出により発生する介護職員の賃金改算の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改算を行った場合は、法定福利費等の事業主負担の増加分を含めなければならない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和7年度の加算の影響を除いた賃金額	(e)	0	円
(ア) 令和7年度の賃金の総額	(f)		円
(イ) 令和7年度の賃金改算額(単報)	(g)	0	円
(ウ) 介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額	(h)		円
② 令和6年度の加算及び独自の賃金改算の影響を除いた賃金額(①の額は2の額を下回らないこと)	(i)	0	円
(ア) 令和6年度の賃金の総額	(j)		円
(イ) 令和6年度の旧3加算及び処遇改善加算の総額	(k)		円
(ウ) 令和6年度4・5月分の処遇改善支給補助金の総額	(l)		円
(エ) 令和6年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改算額	(m)		円

【記入上の注意】

- ・ ①には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度の比較に適した値に移すことが可能である。
- ・ (k)は、国民健康保険団体連合会から交付される「介護職員処遇改善加算等算出の通知書」及び「介護職員処遇改善加算等内訳の通知書」に基づいて記載すること。
- ・ (l)は、国民健康保険団体連合会から交付される「介護職員処遇改善支給補助金 支払額通知書」及び「介護職員処遇改善支給補助金 支払額内訳書」に基づいて記載すること。
- ・ (m)の独自の賃金改算額は、令和6年度における独自の賃金改算分(初めて処遇改善加算も取得した年度以降に行なったもの)に限る。旧3加算・処遇改善加算その他の配分(支給)をいづれかで、処遇改善加算額の加算額を超えて賃金改算を行った場合はその金額は、(m)に上乗せする金額が算入される。令和6年度の独自の賃金改算(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)に、方法等の具体的な賃金改算の内容を記載すること。

(3) 令和6年度の独自の賃金改算(処遇改善加算以外の独自の賃金額)

- ・ 2.(2)の(エ)の、令和6年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改算額に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改算の具体的な取組内容	
独自の賃金改算額の算定根拠	

3 介護職員等迅速改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I (迅速改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【迅速改善加算Ⅰ～Ⅳ】

すべての事業所において要件を満たす。(別紙様式9-2から転記)

① 迅速改善加算Ⅳ相当の加算額の1/2	0円
② 迅速改善加算Ⅳによる賃金改善額のうち、月額賃金改善による額 (①の倍以上となること)	円

(2) 月額賃金改善要件 II (旧付加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【迅速改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で迅速改善加算Ⅳ(1)-(3)-(6)-(8)-(10)-(11)-(12)-(14)を算定していた事業所のみ

すべての対象事業所において要件を満たす。(別紙様式9-2から転記)

① 迅速改善加算Ⅳへの移行に伴い、新たに追加する旧ペーシング等加算相当の額	0円
② 新たに追加する旧ペーシング等加算相当を高賃として実施する 新たな賃金改善額(①の倍以上となること) りう、ペーシング等(床本給又は毎月定まる支払われる手当の 引上げ)による賃金改善の額(総額)	円

(3) キャリアパス要件 I・II 【迅速改善加算Ⅰ～Ⅳ】※要件 I・II の両方を満たすこと。

□ 計画で取組んだ内容から取組まない場合は左欄にチェック(✓)すること。

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)	□
□ 次のイとロの両方の基準を満たす。	□
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	□
ロ イに相当する職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	□
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な規定を策定し、全ての介護職員に周知している。	□

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

□ 次のイとロの両方の基準を満たす。	□
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、賃金向上の目標及び①、②のうち少なくとも①も②もいふれに關する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	□
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	□

(4) キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備) 【迅速改善加算Ⅰ～III】

□ 計画で取組んだ内容から取組まない場合は左欄にチェック(✓)すること。

□ 次のイとロの両方の基準を満たす。	□
イ 介護職員について、経歴若しくは資歴等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を決定する仕組みを設けている。	□
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	□

(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) 【迅速改善加算Ⅰ・Ⅱ】

迅速改善加算Ⅰ・Ⅱ (令和7年度の算定期間①の期間について)	⇒	(別紙様式2-1「キャリアパス要件Ⅳの欄から転記」)
迅速改善加算Ⅰ・Ⅱの要件 (令和7年度の算定期間②の期間について)	⇒	(別紙様式2-2「キャリアパス要件Ⅳの欄から転記」)

⇒上欄に「x」が付いた場合は、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を指定できない場合その理由

□ 小規模事業所等で職員の賃金バランスに配慮が必要のため。
□ 職員全体の職務環境が悪い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
□ 年額440万円の賃金改善を研修・業務経験の累積などに一定期間を要するため。
□ その他()

(6) 職場環境等要件

介護人対症候・職場環境改善補助金の要件を満たしており、補助金を申請済であるため、令和7年度に職場環境等要件の適用が猶予される。	□
補助金を申請しなかった場合、各加算区分の算定に必要な職場環境等要件を満たす。	□
※こちらを適用する場合は、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	

【迅速改善加算Ⅰ・Ⅱ】

⇒ 計画の時点で実施済みだった項目及び令和7年度中に対応すると誓約していた項目にチェック(✓)すること。
・「介護現場に向けた取組」「賃金向上やキャリアアップに向けた支援」「獨立支援・多様な働き方の推進」「職務を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがい」の確保(区分ごと)以上を実施すること。
・「生産性向上のための取組」のうち④以上の取組を実施すること。

【迅速改善加算Ⅲ・Ⅳ】

⇒ 計画の時点で実施済みだった項目及び令和7年度中に対応すると誓約していた項目にチェック(✓)すること。
・「やりがい・働きがい」の確保(区分ごと)以上を実施すること。
・「生産性向上のための取組」のうち④以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策(中核)などの明確化 ②事業者の共同による研修・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③地域業からの転入者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④地域域行の受入や地域行等への参加や主催等による就業力向上のための取組の実施 ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する就業力向上支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニコンリナー一切研修、フューズ・ステップ研修、緊急対応、認知症ケア、サービス提供責任研修、中堅職員に対するマネジメント研修の実施支援等
賃金の向上やキャリアアップに向けた支援	⑥働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する就業力向上支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニコンリナー一切研修の受講やキャリアアップ研修と連携 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 ⑧上司や先輩等によるキャリア支援など、キャリアアップ/働き方に関する定期的な相談の機会を確保 ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者へのための休業制度等の充実、事業所内託児施設等の整備 ⑩職員の事情等に応じた勤務シフトや臨時正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇取得しやすき雰囲気、意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、年間以上の有給を何回取得するか)を設定し、付与日数のうち50%以上を取得)を定め、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇取得促進のため、情報共有や推進担当等により、業務の個人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
職務を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働等も選択可能な健康診断、ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体負担軽減等のための介護技術の研修実施、職員に対する業務改善の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯業務改善に関するアンケート等の実施 ⑰SSS(業務改善)の手続きの簡便化、業務改善の推進 ⑱業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑲業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑳業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進
生産性向上のための取組	㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務)の導入、情報共有の促進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉒介護ソフト(記録、情報共有、請求業務)の導入、情報共有の促進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉓業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉔業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉕業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉖業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉗業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉘業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉙業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉚業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉛業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉜業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉝業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉞業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉟業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊱業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊲業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊳業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊴業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊵業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊶業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊷業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊸業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊹業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊺業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊻業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊼業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊽業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊾業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊿業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進
やりがい・働きがいの確保	①業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ②業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ③業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ④業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑤業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑥業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑦業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑧業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑨業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑩業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑪業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑫業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑬業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑭業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑮業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑯業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑰業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑱業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑲業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ⑳業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉑業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉒業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉓業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉔業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉕業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉖業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉗業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉘業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉙業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉚業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉛業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉜業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉝業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉞業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㉟業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊱業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊲業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊳業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊴業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊵業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊶業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊷業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊸業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊹業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊺業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊻業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊼業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊽業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊾業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進 ㊿業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進、業務改善の推進

(7)その他(指定業者に対する特約の違約事項等がある場合等)については、以下の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤続記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定業者からの求めがあった場合に速やかに提出できるように適切に保管しておくこと。
 ※ 本様式への提出記録のほか、別途改善加算の申請に別して不正があった場合及び指定業者からの求めに応じて書類の提出を行うことができる場合は、別途根拠となる書目がある。

本実績報告書の記載内容・添付書類の内容に間違いありません。
 記載内容を証明する資料を適切に保管することを確認します。
 また、令和7年度に満了した額(2(1)のイ)がある場合は、令和7年度の算定額となる賞金改善に資する、期間中に事業所が休職した場合は、一時金等により介護職員その他の職員の賞金として配分しました。

令和 年 月 日 法人名 代表者 職名 氏名

(補足) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
 ※ 空欄が表される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について	
(1)	加算額以上の賞金改善を行っている
(2)	加算以外の部分で賞金水準を下げていない
3 介護職員等処遇改善加算の要件について	
(1)	月額賞金改善要件 I 処遇改善加算IV相当の加算額の1/2以上の月額賞金改善を行っていること
(2)	月額賞金改善要件 II 旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賞金改善を行っていること
(3)	キャリアパス要件 I・II キャリアパス要件 I (任用要件・有体体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の奨励等)の両方を満たすこと
(4)	キャリアパス要件 III キャリアパス要件 III (研修の仕組みの整備等)を満たすこと
(5)	キャリアパス要件 IV 改善後の賞金が年額440万円以上となる等の理由を記載すること <small>小規模事業所等である等の理由を記載すること</small>
(6)	職場環境等要件 介護人材確保・職場環境改善等補助金を申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること

別紙様式3-2個票(令和7年4月以降分)

提出先

法人名

処遇改善加算の加算額[円]	0 円
うち、処遇改善加算IV相当の加算額の1/2[円] (別紙様式3-1 3)1)に転記)	0 円
うち、新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算額[円] (別紙様式3-1 3)2)に転記)	0 円

キャリアパス要件IVについて

処遇改善加算 (令和7年度の 算定期間①)	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	0
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短所人員・平均・割合等事業での重複除く)	0
処遇改善加算 (令和7年度の 算定期間② (区分変更後))	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	0
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短所人員・平均・割合等事業での重複除く)	0

【記入上の注意】
 ・事業に紐づく事業所は、計票書の「別紙様式3-2」に記載の上乗乗付シートに付けなければならない。
 ・事業にこの加算の総額は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員等処遇改善加算総額のお知らせ」及び「介護職員等処遇改善加算内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。

介護保険 事業所 番号	指定種者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和7年3月 時点の算定状 況	介護職員等処遇改善加算															
		都道府県	市区町村				令和7年度の算定期間①						令和7年度の算定期間②(令和7年度内の区分変更後)									
							算定した 加算区分	加算の総額 [円]	加算IV相当 の加算額の 1/2	月額 賃金 改善 要件 I	新規に増加す る旧ベース アップ等加算 相当の加算の 見込額[円]	月額 賃金 要件 II	キャリアパス 要件IV 改善後の賃金 が(年額440万円 以上)となる労働 者(A)	令和7年度内 の区分変更後 に 算定した加算 区分	加算の総額 [円]	加算IV相当 の加算額の 1/2	月額 賃金 改善 要件 I	新規に増加す る旧ベースアッ プ等加算相当 の加算の見込 額[円]	月額 賃金 要件 II	キャリアパス 要件IV 改善後の賃金 要件(年額440万 円以上)となる 労働者(B)		
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						

変更に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ	
法人名	
法人所在地	
フリガナ	
書類作成担当者	
連絡先	
電話番号	
E-mail	

如週改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和 年 月 日																					
2 届出を行う理由	<p>①～⑥のうち、届出を行うすべての項目に○印を記入すること</p> <p>・①～⑥に係る変更がある場合は、「記載すべき事項」欄に記載して届出ること。また、本届出書と併せて、変更内容に応じた「届出すべき書類」を、変更事項を反映した上で届出すること。</p> <p>・⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した本紙を付して届出ること。</p>																					
3 変更の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>記載すべき事項</th> <th>届出すべき書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 【法人等に関する事項】 ・会社法(中抜)14年法第96条の2の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更</td> <td>—</td> <td>・別紙様式2-1</td> </tr> <tr> <td>② 【労働者に関する事項】 ・労働者の外注労働者(パート・アルバイト)等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に關係する介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)</td> <td>—</td> <td>・別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び5) ・別紙様式2-2</td> </tr> <tr> <td>③ 【キャリアパス要件「から」に当てはまる要項】 ・キャリアパス要件「から」に当てはまる要項の区別に変更が生じた場合に関する事項。</td> <td>キャリアパス要件「から」に当てはまる要項に関する変更の内容</td> <td>・別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで ・別紙様式2-2</td> </tr> <tr> <td>④ 【キャリアパス要件「に」に関する要項】 ・介護福祉士等の配置要件に関する要項の変更(併せて、該当する利用者の割合についても記載が必要とする利用者の割合)についての要項の変更 ・介護職員等(介護職員支援加算を算定できない介護職員)の配置要件に関する要項の変更(併せて、3か月以上継続したことに係る内容)</td> <td>介護福祉士等の配置要件に関する要項の変更(併せて、該当する利用者の割合)についての要項の変更 ・介護職員支援加算を算定できない介護職員(介護職員支援加算を算定できない介護職員)の配置要件に関する要項の変更(併せて、3か月以上継続したことに係る内容)</td> <td>・別紙様式2-1の3(6) ・別紙様式2-2</td> </tr> <tr> <td>⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する</td> <td>—</td> <td>・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2</td> </tr> <tr> <td>⑥ 【就業規則改訂(介護職員)の加算に関する事項】 ・就業規則改訂(介護職員)に関する事項</td> <td>当該改訂の概要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	記載すべき事項	届出すべき書類	① 【法人等に関する事項】 ・会社法(中抜)14年法第96条の2の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1	② 【労働者に関する事項】 ・労働者の外注労働者(パート・アルバイト)等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に關係する介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	・別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び5) ・別紙様式2-2	③ 【キャリアパス要件「から」に当てはまる要項】 ・キャリアパス要件「から」に当てはまる要項の区別に変更が生じた場合に関する事項。	キャリアパス要件「から」に当てはまる要項に関する変更の内容	・別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで ・別紙様式2-2	④ 【キャリアパス要件「に」に関する要項】 ・介護福祉士等の配置要件に関する要項の変更(併せて、該当する利用者の割合についても記載が必要とする利用者の割合)についての要項の変更 ・介護職員等(介護職員支援加算を算定できない介護職員)の配置要件に関する要項の変更(併せて、3か月以上継続したことに係る内容)	介護福祉士等の配置要件に関する要項の変更(併せて、該当する利用者の割合)についての要項の変更 ・介護職員支援加算を算定できない介護職員(介護職員支援加算を算定できない介護職員)の配置要件に関する要項の変更(併せて、3か月以上継続したことに係る内容)	・別紙様式2-1の3(6) ・別紙様式2-2	⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	—	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2	⑥ 【就業規則改訂(介護職員)の加算に関する事項】 ・就業規則改訂(介護職員)に関する事項	当該改訂の概要	—
変更事項	記載すべき事項	届出すべき書類																				
① 【法人等に関する事項】 ・会社法(中抜)14年法第96条の2の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1																				
② 【労働者に関する事項】 ・労働者の外注労働者(パート・アルバイト)等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に關係する介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	・別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び5) ・別紙様式2-2																				
③ 【キャリアパス要件「から」に当てはまる要項】 ・キャリアパス要件「から」に当てはまる要項の区別に変更が生じた場合に関する事項。	キャリアパス要件「から」に当てはまる要項に関する変更の内容	・別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで ・別紙様式2-2																				
④ 【キャリアパス要件「に」に関する要項】 ・介護福祉士等の配置要件に関する要項の変更(併せて、該当する利用者の割合についても記載が必要とする利用者の割合)についての要項の変更 ・介護職員等(介護職員支援加算を算定できない介護職員)の配置要件に関する要項の変更(併せて、3か月以上継続したことに係る内容)	介護福祉士等の配置要件に関する要項の変更(併せて、該当する利用者の割合)についての要項の変更 ・介護職員支援加算を算定できない介護職員(介護職員支援加算を算定できない介護職員)の配置要件に関する要項の変更(併せて、3か月以上継続したことに係る内容)	・別紙様式2-1の3(6) ・別紙様式2-2																				
⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	—	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2																				
⑥ 【就業規則改訂(介護職員)の加算に関する事項】 ・就業規則改訂(介護職員)に関する事項	当該改訂の概要	—																				

令和 年 月 日 (法人名) (代表者名)

特別な事情に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ	
法人名	
法人所在地	
フリガナ	
書類作成担当者	
連絡先	
電話番号	
E-mail	

1. 事業の継続を図るために、介護職員等の賃金を引き下げなければならない状況について

当該法人の収支(介護事業に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引き下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日 (法人名) (代表者名)